

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第15準備書面（補充）

（上水内村，水内村（宇佐・久日市を除く））

2018（平成30）年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	水内村で被爆した原告の被爆状況.....	3
1	原告番号市17・ XXXXXXXXXX （甲B市17の1－陳述書, 2－地図）.....	3
第2	水内村、上水内村で被爆した原告らの状況についてのまとめ.....	5

本書面は、当時の水内村・上水内村で被爆した原告ら14名について主張した第15準備書面に関し、当時の水内村で被爆した原告1名（原告番号市17）の被爆状況を追加して主張し、同書面を補充するものである。

第1 水内村で被爆した原告の被爆状況

1 原告番号市17・[]（甲B市17の1—陳述書，2—地図）

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市17・[]（以下「原告」という。）は、1941（昭和16）年[]生まれであり、原爆投下当時4歳だった。

当時、原告は、祖父母と両親（父・[]母・[]）と5人で、広島県佐伯郡水内村大字和田[]に住んでいた。当時の本籍は、和田[]となっているが、この本籍地には原告の生まれる少し前まで住んでおり、原告が生まれる少し前に家を引っ越した。

祖父母と母は、ずっと農業をしており、炭を作って売ることもあった。そんなに広くはなかったが、田んぼと畑が6か所くらいあり、全部で約1反あった。米や野菜を作っており、家で採れたこれらのものを食べて生活していた。

原告の住んでいた家の周りには、昔から温泉が湧き流っていたので、近所の家にはすべて温泉（源泉）が引いてあり、これを飲んだり、生活水として利用していた。温泉といっても、いわゆる冷泉で、山から流れ出てくるものだった。

(2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日、原告は、朝から母について、家のすぐ横にあった畑と一緒に出ていて、母は草取りをし、原告は、近くで草をむしったり、遊んだりしていた。原告が覚えているのは、その畑で原告が草をむしっているときに、ピカッという光を感じたことと、ふと山の方を見ると、その向こう側に大きい黒雲が上がって行っ

たことである。原爆が爆発したときの音についての記憶はないが、もしかしたら、そのときの音を感じ、原告は山の方を見ていたのかもしれない。

そして、雨が降り始めたため、母は原告を連れ、家に帰った。なお、原告は、母から「雨が降っているから家に入ろう」と言われ、手を引かれた記憶がある。また、原爆が落とされた後に、原告の家のあたりに雨が降ったというようなことをその後母から聞いた。

後に、小学校に行っていた時分のことだと思うが、あの日、拾円札が飛んできたという話を近所の誰かから聞いたことがある。

なお、原告の父は、郵便局に勤めていたが、そのためか、広島市内に1週間くらい自転車をこいで救護活動に行ったが、父は、手帳の申請はしなかったとのことである。

(3) 健康状態

原告は、原爆が落とされた直後の健康状態についてはわからないが、体調が悪くなったというようなことを両親から聞いたことはない。

原告は、2009（平成21）年に、高血圧と言われ、以後、定期的に通院し、薬を飲んでいる。

また、原告は、2011（平成23）年には左眼が緑内障になり、現在も通院治療中である。また、2015（平成27）年には左眼の白内障の手術を受けた。

さらに、原告は、一昨年ころより、痰がよく出るようになり、のどの調子が悪いが、病院が苦手なので、このことでは受診していない。

なお、原告と同じような状況にあった■は、1957（昭和32）年ころに側弯症になり、1971（昭和46）年には甲状腺がんを、1980（昭和55）年には脳梗塞か何かを患った。がんの手術を受けた後、■は、発語がうまくできなくなったので、会話に苦労した。また、脳梗塞か何かを患ってからは半身不随になったので、この面でも苦労した。

第2 水内村、上水内村で被爆した原告らの状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、水内村、上水内村に居住していた原告ら15名は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら15名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

また、水内村大字麦谷及び同和田は、水内川を挟んで南東側に位置する古持、森、下井谷、門出口、木藤、恵下の各地区が現行の第1種健康診断特例区域と指定されているものの、原告らが居住していた水内川を挟んで北西側は、大部分が宇田雨域（小雨地域）に含まれているにもかかわらず、宇田雨域にいう大雨地域ではないというだけで（なお、第1種健康診断特例区域に指定されている上記各地区も、全域が大雨地域というわけではない。むしろ水内川付近は、完全に小雨地域である。）40年以上の長きにわたって健康診断の特例措置の対象外とされ、水内川の北西側の住民は被爆者援護法の定める援護の対象を受けることができなかったのであるから、同じの水内村大字麦谷及び同和田の住民間で著しく不平等な取扱いがされてきたことは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、水内村、上水内村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしな

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、水内村、上水内村の原告ら15名の中にも、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症した者がいること（市1、市6、市26、市39、市45）、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（市1、市6、市9、市51）、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいること（市1、市6、市7、市8、市9、市17、市19、市24、市26、市38、市39、市41、市51）からも明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上